

平成21年10月2日

「国際裁判管轄法制に関する中間試案」に 対して寄せられた意見の概要

- 意見募集の結果、23の団体・個人等から意見が寄せられた。団体等の略称は括弧内のおりである。

裁判所，日本弁護士連合会（日弁連），大阪弁護士会（大阪弁），第一東京弁護士会司法制度調査委員会（一弁），横浜弁護士会司法制度委員会（横浜弁），日本労働弁護団（労弁），株式会社整理回収機構（RCC），全国銀行協会（全銀協），全国中小企業団体中央会（中央会），社団法人日本経済団体連合会（経団連），日本知的財産協会（知財協），日本弁理士会（弁理士会），社団法人日本貿易会法務委員会（貿易会）

大阪大学国際裁判管轄立法研究会（阪大研究会），文部科学省科学研究費特定領域研究「日本法の透明化」特許班・著作権班・国際民事訴訟法班（透明化（共同）），同・国際民事訴訟法班（透明化（国際民訴））

- この資料では，試案に掲げた個々の項目について寄せられた意見を【賛成】【反対】の項目に整理し，意見を寄せた団体等の名称を紹介するとともに，理由等が付されているものについてはその一部の概要を紹介している。また，その他の意見については【その他の意見】としてその概要を紹介している。

総論的事項について

(1) 立法の必要性について

- ・ 国際裁判管轄に関する規律は，涉外的要素を含む裁判手続の最重要課題であり，日本においてその全般的な法令化が検討されていることは，諸外国で進められている国際裁判管轄規則の法令化の動きに照らしても，首肯できる。（日弁連）
- ・ 現行実務では，条理ないし国内裁判管轄の規定と特段の事情という不明確な基準に依拠しており，国内裁判管轄よりも管轄を限定した適切な国際裁判管轄に関する法制を整備する必要性は高い。（大阪弁）
- ・ 経済取引の国際化に伴って労働契約関係の国際化が更に一層進むことに伴い，今後，様々な分野で国際裁判管轄をめぐる紛争が頻発することが予想されるため，国際裁判管轄をめぐる法制を整備し，紛争の発生を未然に防ぐことは，労働分野にお

いても急務である。(労弁)

- 各国の国際裁判管轄に関する規則が明確であることは、裁判手続の予測可能性とその利用の実効性を高めるという意味で有益である。(RCC)
- 昨今の経済活動のグローバル化に伴い、事業者にとって国際的な民商事紛争における適切かつ迅速な解決手続の必要性・重要性が高まっているところ、国際的な民商事紛争の解決に寄与することが期待される。(全銀協)
- 中国とインドをはじめ市場が大きく成長しているアジア市場等へ中小企業の国際展開が急速に進展していくなか、国際裁判管轄に関する規律が明確化されることは時宜を得たものとする。経営資源支援に乏しい中小企業が十分制度を活用できるよう、手続の負担の少ない、分かりやすい制度設計をすべきである。(中央会)
- 知的財産権をめぐる紛争について、国際的紛争と裁判による解決の必要性が増大しているところであり、日本の裁判所の裁判管轄ルールと、同時に外国判決の日本における承認要件としての裁判管轄の基準を明確にすることになり、法的安定性の視点からも望ましい。(弁理士会)
- 国際裁判管轄に関して裁判所が採用する「特段の事情論（修正逆推知説）」及びそれに基づく具体的な事案処理は概ね支持できるものであり、そもそも立法は不要である。(大学教授)

(2) その他について

- 基本的な視点として、国民の裁判を受ける権利（憲法第32条）にかんがみ、日本の裁判所の国際裁判管轄について国内法により整備すべきであり、法制の整備に当たっては、一定の合理的な範囲内で国際裁判管轄を広く認めるべきである。他方で、日本の裁判所に広く国際裁判管轄を認める場合、法第118条第1項との関係で、外国判決を日本において承認する範囲をより広くすることにつながる可能性があるため、具体的規定を制定するに際しては、日本の裁判所の国際裁判管轄を不用意に広く規定しすぎることをしないよう、配慮が必要である。

ヘーグ国際私法会議等において未だ条約締結の合意が見られない中で、日本はまず国内法を整備し、日本の裁判所の国際裁判管轄に関する立場を明確にすべきであるが、国内法整備の後、条約の締結に向けて尽力すべきである。(一弁)

- 労働契約をめぐる紛争については、労働者と使用者との間に経済的な従属関係があり対等な交渉に基づく対等決定が困難であること、及び提訴又は応訴についての費用負担能力に著しい格差があることについて、十分な配慮がなされなければならない。(労弁)
- 国際裁判管轄の規律は、涉外的要素を含む事件についてのみ適用されるべきであり、その対象は、基本的には日本に住所又は本拠を有しない被告に対する訴訟とすべきである。

直接管轄の規律の検討においては、国際的に広く受け入れられる合理的かつ明確な規律を設けることを評価の一指標としつつ、日本の裁判における当事者間の公平や裁判の適正、迅速を実現するという理念を基本に据えるべきである。(阪大研究会)

- ・ 日本の裁判所において権利保護を求めている原告と、応訴を余儀なくされる立場にある被告との間における国際的民事紛争について、日本が適切なフォーラムたり得るかという直接的な視点が基本に据えられるべきである。(透明化(国際民訴))
- ・ 基本的な方向としては、管轄権の基礎をある程度広く認めた上で、その行使が国際裁判管轄の理念からみて相当でないときは、特段の事情論という柔軟な例外条項で制限するという方法がよい。(大学教授)

第1 人に対する訴え等についての管轄権

1 人に対する訴え

人に対する訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 被告の住所が日本国内にあるとき。

イ 被告の住所がない場合又は住所が知れない場合において、被告の居所が日本国内にあるとき。

ウ 被告の居所がない場合又は居所が知れない場合において、被告が訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき。ただし、日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときは、この限りでない。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁、弁理士会、透明化(国際民訴)、大学教授(2名)

- ・ アについて、被告の住所が日本国内にある場合に日本の裁判所の管轄権を認めることには合理性がある。(日弁連、同旨：大阪弁、横浜弁)
- ・ イについて、被告の住所が知れないときに、日本国内に居所があれば日本の裁判所の管轄権を認めることには合理性がある。(日弁連、同旨：大阪弁、横浜弁)
- ・ ウは、提訴時に被告の居所がない場合又は知れない場合についての規律であり、いずれかの国に普通裁判籍を認めるべきものであるところ、原告の利益や便宜を考慮すれば、最後の住所により日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるのが相当である。(横浜弁、同旨：日弁連、大阪弁)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ ウについて、本文により日本の裁判所に管轄があるものとして、公示送達により

判決がされて確定しても、その後、被告から、ただし書の「日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していた」場合に該当していたと主張されるなどして、上記確定判決の効力が争われることがあり得るのではないかとの意見があった。(裁判所)

- ・ 「人に対する訴え等についての管轄権」との文言については、工夫すべきである。(大阪弁，大学教授（2名）)

2 大使，公使等に対する訴え

大使，公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴えは，上記1アからウまでのいずれにも該当しない場合においても，日本の裁判所に提起することができるものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，弁理士会，透明化（国際民訴），大学教授

- ・ いずれかの国に裁判管轄が認められなければならないところ，対象者が日本人であることから，日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるのが妥当である。(横浜弁，同旨：日弁連，大阪弁)

【反対】なし

3 法人その他の社団又は財団に対する訴え

- ① 法人その他の社団又は財団に対する訴えは，その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるときは，日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 法人その他の社団又は財団に対する訴えは，その事務所又は営業所がない場合又はその所在地が知れない場合において，その代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは，日本の裁判所に提起することができるものとする。

(1) 試案①について

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，弁理士会，透明化（国際民訴），大学教授（2名）

- ・ 主たる営業所等が日本国内にある場合に日本の裁判所の管轄権に服せしめるのは合理性があり，異論はない。(日弁連)
- ・ 主たる営業所等が法人の活動の本拠であることからすれば，その所在地が日本国内にある場合には，日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるのが相当である。(横浜弁)

【反対】大学教授

- ・ マレーシア航空事件と同様の事案については，日本の裁判所の国際裁判管轄が認

められるべきであるから、試案①の規律のうち、「主たる」の文言は削除すべきである。(大学教授)

【その他の意見】

- ・ 「主たる事務所又は営業所」については、登記により公示される形式的意味の本店と、営業活動の中心としての実質的意味の本店とが一致しない場合、そのいずれかが日本国内にあれば、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めてよい。(大阪弁)

(2) 試案②について

【賛成】日弁連，横浜弁，弁理士会，透明化（国際民訴），大学教授

- ・ 提訴者の利益と便宜を考慮すべきであり、被告となる法人等としても、その代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にある場合には、日本での提訴を甘受すべきであるから、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるのが相当である。

なお、外国法人等の場合に、日本における代表者の住所が日本国内にあるときに、日本の裁判所が常に国際裁判管轄を有するとするのは過剰管轄であり、会社法第817条、法第4条第5項との整合性を図るとともに、債権者保護の観点からすれば、特別裁判籍において、一定の配慮がなされるべきである。(横浜弁)

【反対】大学教授

- ・ マレーシア航空事件の最高裁判決を否定する内容であり、反対である。日本に営業所を有する外国法人については、日本における業務との関連性を問うことなく、原則として、日本の裁判所の国際裁判管轄を認め、特段の事情が認められる場合には、国際裁判管轄を否定することとすれば足りる。(大学教授)

【その他の意見】

- ・ 日本国内に従たる営業所等が存するが、主たる営業所等が知れない場合には、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるべきであるから、試案①の表現を受けて、試案②の「事務所又は営業所」は、「主たる事務所又は営業所等」とすべきである。(大阪弁)

第2 契約上の債務の履行の請求に係る訴え等についての管轄権

1 契約上の債務の履行の請求に係る訴え

- ① 契約上の債務の履行の請求に係る訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 当事者が契約において定めた当該債務の履行地が日本国内にあるとき。

イ 当事者が契約において選択した地の法によれば、当該債務の履行

地が日本国内にあるとき。

- ② 契約上の債務に関連して行われた事務管理又は生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関連する請求に係る訴え（上記①の訴えを除く。）は、原告が上記①の規律により当該契約上の債務の履行の請求に係る訴えを日本の裁判所に提起することができるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(1) 試案①について

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，RCC，大学教授

- ・ 被告にとって予測可能である。（日弁連，同旨：大阪弁）
- ・ 当事者の意思に沿い、あるいは当事者の予測に反しないものである。（横浜弁）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 試案①アが適用される場合には試案①イが適用されない旨を明記すべきである。（大阪弁）
- ・ 契約上の債務の履行の請求に係る訴えに限定することには賛成であるが、ア及びイの場合に限定するのは反対である。このような制限的規定は国際的調和に反し、実際的にも合意管轄の規律が潜脱されるおそれがある。（阪大研究会）
- ・ 契約上複数の債務が発生し得る場合には、当事者の予測可能性を確保する意味から、契約の特徴的債務の履行地に管轄を集中させるべきである。なお、履行地の合意によって管轄合意を潜脱する可能性が考えられ、この点についての立法上の手当てが必要であると思われる。（透明化（国際民訴））
- ・ 履行地が契約内容から容易に決まる場合や、商習慣から明らかな場合にも管轄権を肯定した方がよい。準拠実体法上一律的に債権者の住所地主義がとられている場合には、原告の住所地主義をとると同様の結果となるため、イには反対する。（大学教授）
- ・ 管轄をある程度広く認め、相当でないときは特段の事情で管轄を否定すればよいのではないか。その点から、アについては、当事者による黙示の意思による履行地を認め、イについては、通則法第8条による契約準拠法による履行地を含めてよいと考える。また、契約の成立が争われている訴訟について、契約締結地の管轄を認めるべきである。（大学教授）
- ・ 試案①に賛成するが、(i)債務の内容自体から履行地が一義的に明らかな場合の取扱い、(ii)金銭債務の履行地をどのように考えるかについて、規定の趣旨を明確にすべきである。（大学教授）

(2) 試案②について

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁、透明化（国際民訴）、大学教授

- ・ 本来の債務に付帯して発生し、又はこれに代わるものであるから、本来の債務の義務履行地の裁判所に管轄を認めるのが合理的である。（日弁連）
- ・ 契約上の債務に関連する事務管理又は不当利得に係る請求、債務不履行による損害賠償請求は、被告として当該債務の履行地で訴えを提起されることが予測可能であり、また、これらの契約に関連する請求は契約上の債務の請求と同一の規律に服せしめることが妥当である。（大阪弁）
- ・ 契約上の債務に密接に関連する請求等については、法定債権の場合であっても、契約当事者としては債務の履行地で履行されることを予測している。（横浜弁）

【反対】経団連

- ・ 契約不履行による損害賠償等に関する請求につき、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる範囲が狭すぎると考えられ、第2の6と同様の基準で国際裁判管轄を認めるべきである。例えば、債務の履行が海外であっても、損害が日本で生じる場合には、契約上の履行地が日本でなくても、日本での裁判を認めるべきである。（経団連）

【その他の意見】

- ・ 契約締結上の過失、医療過誤、金融商品取引等についての不法行為は、債務不履行と並列的に主張されることも多いことから、契約上の債務に関連して行われた不法行為に基づく損害賠償請求を本規律の対象として明示すべきである。

契約とは無関係に発生する事務管理及び不当利得に関する請求もあり得ることから、事務管理及び不当利得についての原則的な管轄規定について検討するべきであるとともに、本規律が適用される事務管理、不当利得又は不法行為に係る請求については、これらについての原則的な管轄規定の適用がないものと明示すべきである。一方、試案②が適用される事務管理、不当利得又は不法行為に係る請求について、当事者間の合意により債務の履行地が定められている場合には、当該合意をもって契約上の債務の履行の請求であるとして試案①が適用されるとの考え方もあり得るが、明確ではないため、その旨が明記されるべきである。（大阪弁）

- ・ 知的財産権を対象とする契約に関する訴えについての義務履行地は当該権利の登録国ないし権利付与国とすることが適切である。（透明化（共同））

2 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え

手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えは、手形又は小切手の支払地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起するこ

とができるものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，透明化（国際民訴），大学教授

- ・ 支払地白地の手形又は小切手について裏書した者であっても，後に白地が補充された場合には，補充された場所における応訴を甘受すべきである。（大阪弁）
- ・ 支払，決済の手段である手形・小切手については，証券上に記載された支払地が基準とされることが明確であり，当事者の予測に合致し，紛争の迅速かつ統一的な解決に資する。（横浜弁）

【反対】なし

3 財産権上の訴え

- ① 財産権上の訴えは，請求の目的の所在地が日本国内にあるときは，日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 【甲案】財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは，差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは，日本の裁判所に提起することができるものとする。

【乙案】

ア 財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは，差し押さえることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは，日本の裁判所に提起することができるものとする。

イ 外国裁判所が，差し押さえることができる被告の財産が当該外国に所在することのみにより，その管轄権を行使した場合には，その外国裁判所の確定判決は効力を有しないものとする。

【丙案】財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは，原告の申立てにより日本国内に所在する被告の財産に対し仮差押えがされているときは，日本の裁判所に提起することができるものとする。

（注）

上記①②の規律のほか，「財産権上の訴えは，請求の担保の目的の所在地が日本国内にあるときは，日本の裁判所に提起することができるものとする。」との規律の当否についても，なお検討する。

(1) 試案①について

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，大学教授

- ・ 執行の便宜を考慮すれば，財産権上の訴えにつき，その目的たる財産の所在地に

国際裁判管轄を認めてよい。ただし、「財産権」は広い概念であるので、特段の事情による適切な調整が必要であろう。(日弁連)

- ・ 執行手続の実効性確保の点からも、日本で訴訟を行う必要性が高く、また、被告としても多くの場合は訴えの提起について予測可能である。(大阪弁)
- ・ 請求の目的物が日本にある場合については、被告としても日本で提訴されることを予想しているであろうし、執行手続を考えれば合理的である。(横浜弁)

【反対】なし

(2) 試案②について

【甲案に賛成】日弁連，横浜弁，RCC，経団連，阪大研究会，透明化（国際民訴），大学教授（2名）

- ・ 乙案にも丙案にも問題があり（乙案は、片面的な規定を置くことは、外国から見れば不公平で、日本法制の信頼を疑わしめることになりかねない。丙案は、原告に過度の負担となり、管轄権の存否が被告の資産状態や疎明可能性によって区々となる。）、甲案に賛成である。その上で、特段の事情により妥当な結論を導くべきである。(日弁連)
- ・ 日本国内に差押可能財産がある場合には、執行の容易性を確保する必要がある。不相当な場合には、訴えを却下すれば足りる。丙案のように限定的に解するの必要はなく、乙案については、試案②イのような規定を設けることは複雑にすぎるし、どのような効果、影響をもたらすか疑問である。(横浜弁)
- ・ 第6の規律による柔軟な対応を可能とすべく、甲案を強く支持する。国際裁判管轄法制においては一義的には直接管轄を規定すれば足りることから、乙案のような変則的な規定は不要と考えられ、また、丙案については、判決の効力の及ぶ範囲について考え方が分かれており、議論が収束しないおそれがある。(経団連)
- ・ 乙案のように間接管轄の規律を含める必要はない。丙案は、国際裁判管轄の規律としてはそこまで書く必要はない。(阪大研究会)
- ・ 基本的に賛成であるが、請求と差押可能財産との価値の均衡を考慮すべきと考える。乙案は、直接管轄と間接管轄とのバランス及び国際協調性を欠く。丙案は、仮差押財産に判決の効力を限定するならば意味があると思うが、現在の案では不十分と考える。(透明化（国際民訴）)
- ・ 特段の事情論を積極評価する立場から、ここでも緩やかな規定を置き、第6の規律によって具体的妥当性を図るのが筋だと考える。(大学教授)

【乙案に賛成】大阪弁，貿易会，大学教授（2名）

- ・ 判決の効力を日本国内に存する財産に限定することとすべきである。立法技術的には困難であるが、乙案のように間接管轄の考え方を示すことは妥当である。

ただ、本条とは別に規定を置くのが妥当である。丙案の考え方は、保全とは全く無関係に国際裁判管轄を定める従来の基本的発想と矛盾する上、仮差押えを経れば国内で得た判決について日本国外の財産に対する効力も発生するのであれば、過剰管轄の問題は解決しないことから、妥当でない。(大阪弁)

- ・ 乙案によると、差押可能財産の所在国の裁判所の確定判決の効力を当該国に限定することが可能である。丙案については、実際に仮差押えを行わないと国内に国際裁判管轄が認められないとまで管轄権を制限する必要はないように思われる。(貿易会)
- ・ 乙案が国際的にも妥当である。(大学教授)

【丙案に賛成】なし

【その他の意見】

- ・ 乙案に賛成するとの意見があった。(裁判所)
- ・ 日本と関係ない事件については、第6の規律で対応する趣旨と思われるが、例外規定であるので、過剰管轄を防止するのに十分ではないように思われる。しかし、これを全く認めないことも問題がある。そこで、差押可能財産が日本国内にある場合には、当事者の公平や権利の実現のために日本の裁判所に管轄権を肯定すべき特別の事情がある場合に限り、管轄権を認めてはどうか。(大学教授)
- ・ 「差し押えることができる被告の財産」が金銭債権であった場合、財産の所在地を債務者又は第三債務者いずれの所在地とするのか、明記すべきである。(大学教授)

(3) (注) について

【規律を設けるべきとする意見】 大学教授（2名）

- ・ 必要性は極めて少ないと思われるが、今後の国際的な法制の展開如何では、現行の国内民事執行法制のみを前提とした立法で足りるか疑問もあるので、置いた方が無難に思われる。置くことによるデメリットはないであろう。(大学教授)

【規律を設ける必要はないとの意見】 大阪弁、阪大研究会

- ・ 試案②の規律を設ける以上、請求の担保の目的の所在地による管轄権は限定された意味しか有しない。保証人との関係では、請求の主観的併合による対応が可能である。主債務者の意思とは無関係に保証人が保証契約を締結した場合や法定担保の場合等、被告の予測困難な管轄の発生根拠となる可能性がある。(大阪弁)
- ・ 担保権の実行について国際裁判管轄を定める必要はなく、その他の場合においても請求の目的の所在地による管轄でカバーできる。(阪大研究会)

【その他の意見】

- ・ 規律を設ける必要はないとの意見があった。(裁判所)

4 事務所又は営業所を有する者等に対する訴え

- ① 日本国内に事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 日本国内において事業を継続してする者に対する訴えでその者の日本における業務に関するもの（上記①の訴えを除く。）は、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(1) 試案①について

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，弁理士会，阪大研究会，透明化（国際民訴），大学教授（4名）

- ・ 日本国内にある事務所又は営業所と業務関連性を有する訴えは、日本国内に証拠が所在する蓋然性が高く、当事者も日本での訴訟の係属につき予測可能性を有するから、たとえ自然人たる被告につき日本に住所又は居所がない場合、法人たる被告につき日本に主たる事務所又は営業所若しくは代表者の住所がない場合等、日本に普通裁判籍がない場合であっても、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることは妥当である。（日弁連）
- ・ 事務所又は営業所所在地等に関する特別裁判籍の規定を設けることは妥当であり、事務所又は営業所が日本国内にある場合は、日本における事業に限定せずに、その事務所・営業所所在地に関連するものとするのは、例えば日本の事務所で行っているが、日本の事業に関しない業務を含むこととなるから妥当である。（大阪弁）
- ・ 日本における業務に関する訴えについて、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることは、当事者にとって予測可能かつ便宜であり、訴訟資料の存在の関係からも合理的である。（横浜弁）

【反対】大学教授

- ・ 第1の3の法人等に対する訴えの①の規律において、「主たる」という文言を削除することを条件に、試案①を削除すべきである。（大学教授）

【その他の意見】

- ・ 「業務に関する」の解釈について、マレーシア航空事件の事案において、被害者が航空券を現実に日本国内の営業所等において購入する必要はなく、日本国内の営業所等が当該航空券を取り扱っていたのであれば、日本の裁判所の国際裁判管轄を認めるべきである。（透明化（国際民訴））
- ・ 試案①の規律によれば、マレーシア航空事件の事案について日本の裁判所に国際裁判管轄が認められることになるのか、明らかにされたい。（大学教授）

(2) 試案②について

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁、弁理士会、貿易会、阪大研究会、透明化（国際民訴）、 大学教授（4名）

- ・ 日本国内に事務所又は営業所がない場合であっても、日本国内において事業を継続する者の日本における業務に関する訴えは、同様に、日本国内に証拠が所在する蓋然性が高く、当事者の予測可能性も肯定し得るので、たとえ日本に普通裁判籍がない場合であっても、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるのが相当である。（日弁連）
- ・ 日本国内に事務所等を有しない者であっても、日本において事業を継続して行う場合には、その事業の範囲で日本において利益を得る以上、日本の裁判所で訴えを提起されるリスクを負わなければならないという正当化根拠があり、会社法第817条の趣旨を推し進めれば、事務所等を有しないだけでなく、日本における代表者の定めがないとしても、日本国内において事業を継続してする者に対する訴えについて、日本の裁判所に訴えを提起できることとするのは妥当である。なお、試案②は、「日本国内において事業を継続してする者」及び「その者の日本における業務に関するもの」という2つの要件による限定があることから、適用範囲は限定されている。

試案②の対象には、非営利法人、日本向けの事業を行う権利能力なき社団又は個人も含むべきであり、「取引」でなく「事業」の文言を用いることは妥当である。（大阪弁）

- ・ 試案②の「日本における業務に関するもの」という要件は必要かつ適切である。（弁理士会、同旨：大学教授）
- ・ 海外のウェブサイトにより日本国内で行われている事業に対して日本の裁判所の国際裁判管轄を認めることができるので合理的である。（貿易会）
- ・ 事業活動地は、民訴法の裁判籍としては掲げられていないが、国際裁判管轄の基礎として承認すべきである。（大学教授）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 外国法人又は外国人が日本の代理店を通じて取引を行っている場合（契約上は日本人と外国の主体が直接契約していることを前提とする。）や、日本の子会社を通じて事業を行っている場合にも、試案②の適用があるとすべきである。（大阪弁）
- ・ 過去に日本国内において事業を継続していた者についても日本の裁判所の国際裁判管轄を認めるべきではないか。

また、「継続」という用語ではなく、具体的な期間を設けるべきではないか。他方で、継続的に事業がなされていなくても、例えば、被告が日本の管轄による保護や

便益を意図していた場合等で日本の裁判所に国際裁判管轄を否定することが不合理な場合もあり得る。米国判例の「最小限の関連性」(minimum contact)の判断基準によれば、そのような場合を含み得る。したがって、事業の継続性ではなく、当該事業と日本との関連性を求めるべきではないか。(貿易会)

- ・ 日本国内において事業を継続していることに基づいて認められる国際裁判管轄については、その事業との関連性を問わず、一般的な管轄権の基礎とすべきである。(大学教授)
- ・ 日本の裁判所の国際裁判管轄を認めるためには、日本国内で行われている事業と訴えに係る取引とが関連していることを要件とすべきであり、事業の継続性の要件のみに基づいて無制限の一般的管轄を認めることは妥当ではない。(大学教授)

5 社団又は財団に関する訴え

- ① 会社法第7編第2章に規定する訴え(同章第4節及び第6節に規定する訴えを除く。)、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第6章第2節に規定する訴えその他日本の法令により設立された社団又は財団に関する訴えでこれらに準ずるものは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとするものとする。
- ② 民事訴訟法第5条第8号に掲げる訴え(上記①の訴えを除く。)は、社団又は財団が法人である場合にはそれが日本の法令により設立されたものであるとき、社団又は財団が法人でない場合にはその主たる事務所又は営業所の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(1) 試案①について

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁、透明化(国際民訴)

- ・ 設立準拠法を基準として規律することでよい。(大阪弁)
- ・ 日本の法令により設立された社団又は財団については日本の規律に従うところであり、証拠資料が存在する蓋然性が高く、統一的な判断が必要とされ、社団等の予測にも反しない。(横浜弁)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 試案に賛成しつつ、会社法に規定がないものの解釈上専属管轄と考えられるもの(取締役会決議無効確認の訴え、取締役の地位確認の訴え等)についても試案①の規律が適用されることについて、解釈上疑義のないことが望ましいとする意見があった。(裁判所)

- ・ 試案の規律に疑問がある。「日本の裁判所にのみ」管轄権を限定する趣旨は、事物的な専属性を含み、仲裁可能性を認めない趣旨とも解されるが、国際裁判管轄規定と国内管轄規定の違いが十分に考慮に入れられてないように思われる。また、外国での法人設立を利用した詐欺事例もかなり生じており、これらの場合に日本在住の被害者救済を考慮しない、形式的な国内土地管轄に準じた発想で足りるか、再検討する必要があると考える。(大学教授)

(2) 試案②について

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁

- ・ 法第5条第8号が規定する訴えについても、試案①の規定で含むことができない請求の国際裁判管轄が問題になり得ることから、特別裁判籍を設けることとするのは適切である。外国法を準拠法として設立された社団等について、これらの訴えについては、設立準拠法の裁判所にゆだねるのが適切である。(日弁連)
- ・ 証拠収集の便宜，効率的な審理，統一的判断の確保の必要性がある。(横浜弁)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 法第5条第8号は、(i)社員から役員等に対する訴え、(ii)役員から役員等に対する訴え、(iii)社団等の債権者から役員等に対する訴えについては、訴えの対象に含めていないが、これらについて特段に規定を設ける必要性は認められない。(日弁連)

6 不法行為に関する訴え

不法行為に関する訴えは、不法行為があった地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。ただし、加害行為の結果が発生した地のみが日本国内にある場合において、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、この限りでないものとする。

(注)

「不法行為があった地」とは、加害行為が行われた地と加害行為の結果が発生した地の双方を意味する。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，経団連，弁理士会，阪大研究会，大学教授

- ・ 被害者救済の視点とともに、被告の予測可能性への配慮も重要である。ただ、ただし書の表現は修正することを検討すべきである。(日弁連)
- ・ 製造物責任に関する損害賠償請求訴訟等においては、加害行為地と結果発生地と

が異なる場合が想定され、被害者保護及び証拠収集の便宜の観点からは、いずれかの地が日本国内にある場合には国際裁判管轄を認める必要がある。

結果発生地が日本国内にある場合でも、被告の日本の裁判所での応訴が酷な場合も考えられること、被害者が恣意的に結果発生地を変更等することによりフォーラム・ショッピングを許すことは妥当でないことなどから、試案のようなただし書が必要である。(大阪弁)

- ・ 不法行為地には証拠が存在する蓋然性が高く、一般的に被害者の訴え提起についても便宜である一方、加害者としては甘受すべき不利益にとどまるというべきである。しかし、日本国内で結果のみが発生し、それが通常予見することができないような場合には、上述の理由が認められず、妥当性を失う。(横浜弁)
- ・ 予測可能性を一層高める上で「加害行為の結果が発生した地」について更なる明確化が求められる。また、加害行為地又は結果発生地のいずれかが日本であれば、ただし書で除外される場合を除いて、日本の裁判所に訴えを提起することができるという意味であるならば、その旨表現を分かりやすく修正すべきである。(経団連)

【ただし書を設けることについて反対】透明化（国際民訴）、大学教授（2名）

- ・ 不法行為地管轄の根拠は第一に証拠収集の便宜であり、結果発生地には証拠は必ず存在し、結果発生地における証拠の所在は結果発生地についての通常予見可能性とは無関係である。また、通常予見可能性は、加害者寄りの根拠であるが、これを被害者による提訴の便宜に優先させる理由が不十分である。さらに、結果発生地と加害行為地を峻別するのが困難な場合もあり、裁判所に新たな負担を課すことになる。(透明化（国際民訴）)
- ・ 被告の予測可能性のみを根拠に結果発生地の管轄を一般的に否定すべきではない。結果発生地の管轄を原則として認めた上で、相当でない場合には特段の事情により管轄を否定するとの立場が妥当ではなかろうか。(大学教授)
- ・ 日本における結果発生が通常予見できない場合であっても、日本における被害者にとって外国のメーカー等に対する損害賠償請求訴訟を他国で提起することが過大な負担になる場合があり得る。ただし書は、外国の加害者の保護に傾きすぎたものである。(大学教授)

【その他の意見】

- ・ 生産物責任の場合はこの規律によることになると思われるが、通則法が生産物責任の準拠法を被害者が生産物の引渡しを受けた地と定めている（第18条）こととの平仄をどう合わせるかについて疑問がないわけではない。(阪大研究会)
- ・ 「不法行為があった地」について、将来発生することが相当に確実である不法行為についても管轄が認められるべきであるから、将来の発生地も含む文言に変更すべきである。(透明化（国際民訴）)

- ・ 試案の規定自体は賛成できるが、これで足りるか疑問がある。インターネットを介した損害拡散型不法行為、知的財産権侵害についての対応を考えた立法をすべきである。(大学教授)

7 不動産に関する訴え

不動産に関する訴えは、不動産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁（少数意見あり。），RCC，透明化（国際民訴），大学教授

- ・ 日本国内に所在する不動産に関する訴えについて外国裁判所が本案判決をしたとしても、それが私人間の紛争である限り、日本の主権等に対する侵害その他の弊害のおそれはないから、必ずしも日本の裁判所の専属管轄とする必要はない。(日弁連)
- ・ 不動産所在地には当該不動産が存在し、当事者双方も当該不動産あるいはその近隣に居住していることが多く当事者にとって便宜であり、証拠調べも容易となる蓋然性が高いことから、不動産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に訴えを提起することができるものとするのが妥当である。
なお、専属管轄とすべきではないかとの意見もあった。(横浜弁)
- ・ 不動産に関する訴えは多様であるので、あえて専属管轄とする必要はない。(RCC)

【反対】大学教授

- ・ 試案第2の3①において「請求の目的の所在地」が日本国内にある場合に日本の裁判所に国際裁判管轄を認めているので、「不動産に関する訴え」の特則を設ける必要はない。(大学教授)

【その他の意見】

- ・ 動産・不動産上の物権についても、「存否・有効性に関する訴え」であれば、第4の2と同様に目的物所在地国の社会・産業政策に関わる問題であるので、同国の専属管轄とすべきと思われる。(大学教授)
- ・ 不動産に関する訴えと登記等に関する訴えにつき、日本の裁判所にのみ訴えるべきものとするか否かについて、両者の間に相違を設けるべきではない。(大学教授)

8 登記又は登録に関する訴え

登記又は登録に関する訴えは、登記又は登録をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとするものとする。

(注)

(1) 試案について

【賛成】日弁連（少数意見あり。）、大阪弁（賛成）、横浜弁、弁理士会

- ・ 公益性の高い公示制度と不可分の関係があり、また、登記等の公示制度は国により異なり、その国の裁判所が迅速かつ適正に審理・判断できる。
なお、外国の登記等に関する訴えについて、日本の裁判所が訴えを却下すべきほどの公益的必要性があるか疑問であるとの意見もあった。（日弁連）
- ・ 特許権その他の知的財産権の登録については、国家の行政処分であり、国家の産業政策にも関連するところであって、公共性が極めて高い。
登録国以外に知的財産権の登録に関する訴えの国際裁判管轄を認めても、判決に基づきその登録を行うには、登録国における手続が改めて必要となり、その場合には、登録国の裁判所において再度審判が必要なことも考えられる。（大阪弁）
- ・ 知的財産権に関しては属地主義の原則に服するとされており、登録国以外の国の裁判所が審理・判断した場合に、判決が登録国において承認され、実際に登録に関して実効性を持ち得るかは疑問であったところ、本試案はこの点を明確化するものである。（弁理士会）

【専属管轄とすることについて反対】大阪弁（反対）、透明化（共同）、透明化（国際民訴）、大学教授（2名）

- ・ 不動産に関する訴えについて専属管轄としなかったことと平仄を合わせ、専属管轄とはしないことにより、不動産に関する訴えと不動産の移転登記手続請求の訴えなどを一体処理することが可能になる。（大阪弁、同旨：透明化（国際民訴）、大学教授）
- ・ 外国においてなすべき登記等について日本人間で争いになった場合や、外国において登録すべき特許権や商標権などの知的財産権について、日本企業間で争いになった場合に、外国裁判所に訴えを提起しなければならないものとするは不都合である。（大阪弁）
- ・ 登記等の訴えは、私法上の義務の存否を争う訴えにすぎず、登記・登録国以外であっても、判断を十分に行うことのできるフォーラムは存在する。（透明化（国際民訴））
- ・ 外国の登記等に関する訴えであって、日本の判決の承認・執行可能性が低い場合には、その危険は、まず原告が提訴の判断にあたって認識すべきものであり、裁判所にも特段の事情により管轄を否定する道が残されている。

専属管轄とするかの基準は、登記等に関する訴えかどうかではなく、社会・産業政策に密接な関連を有する一定の権利の存否・有効性に関する訴えかどうかによる

のが適切である。(大学教授)

【その他の意見】

- ・ 知的財産権の登録に関する訴えについては、外国で登録された知的財産権につき日本の裁判所が本案判決をした事例や、外国判決について執行判決を得た上での登録申請を日本の特許庁が認めた事例も存在するようであることから、日本の裁判所にのみ提起すべきものとするものの是非については、これまでの実務への影響を踏まえ、なお検討すべきであるとの指摘があった。(日弁連)

(2) (注) について

【その他の意見】

- ・ 知的財産権をめぐる国際的な取引は多く、将来的にもますます増加することが見込まれること、ブリュッセル条約等の国際条約においても、一般的な登記等に関する訴えの規定とは別に、知的財産権の登録に関する訴えについての規定が設けられていることにかんがみれば、登記等に関する訴えとは別に、知的財産権の登録に関する訴えについての規定を設ける意義は十分にある。(大阪弁)

9 相続に関する訴え

- ① 相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴えは、次に掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 相続開始の時ににおける被相続人の住所が日本国内にあるとき。

イ 相続開始の時ににおける被相続人の住所がない場合又は住所が知れない場合において、相続開始の時ににおける被相続人の居所が日本国内にあるとき。

ウ 相続開始の時ににおける被相続人の居所がない場合又は居所が知れない場合において、被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき。ただし、日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときは、この限りでない。

- ② 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで上記①の訴えに該当しないものは、上記①アからウまでに掲げる場合には、日本の裁判所に提起することができるものとする。

【①②について賛成】 日弁連、大阪弁、横浜弁、透明化（国際民訴）、大学教授

- ・ 相続に関する訴訟に関しては、必ずどこかで訴訟を提起できるようにしておく必要がある。(大阪弁)

- ・ 相続開始時の被相続人の住所等には、被相続人の資産や証拠資料が集中していることが通常であるし、相続人や相続債権者の予測にも合致する。(横浜弁)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 試案①ウについて、本文により日本の裁判所に管轄があるものとして、公示送達により判決がされて確定しても、その後、被告から、ただし書の「日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していた」場合に該当していたと主張されるなどして、上記確定判決の効力が争われることがあり得るのではないかとの意見があった。(裁判所)

(第2についての後注)

債務不存在確認の訴えについては、特段の規律を置かないものとする。

【賛成】大阪弁，透明化（国際民訴），大学教授（2名）

- ・ 訴えの対象となる債務は様々であり、その債務の性質等に照らして国際裁判管轄の有無を検討することになるので、独自の管轄規定は不要である。

仮に日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるのが相当でないような場合には、第6の規律により対処すればよい。(大阪弁)

【反対】なし

第3 管轄権に関する合意等

1 管轄権に関する合意

- ① 当事者は、第一審に限り、訴えを提起することができる日本又は外国の裁判所を合意により定めることができるものとする。ただし、その合意が外国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定めるものである場合において、その外国の裁判所が管轄権を行使することができないときは、この限りでないものとする。
- ② 上記①の合意（以下「管轄権に関する合意」という。）は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じないものとする。
- ③ 管轄権に関する合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その合意は、書面によってされ

たものとみなすものとする。

(1) 試案①について

【賛成】 日弁連，大阪弁，横浜弁，経団連，阪大研究会，透明化（国際民訴），大学教授

- ・ 外国裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める合意について、外国裁判所が当該事件について管轄権を有することを合意の有効要件とすべきである。（大阪弁）
- ・ 判例及び実務慣行に沿い、また、国内土地管轄に関する民訴法の規律とも平仄のとれた明確なものとなっている。（横浜弁）
- ・ 契約における合意条項の詳細がその有効性に大きく影響するとすれば、実務上、契約審査の負担やリスクが増加するおそれがあり、合意の有効性又はその範囲をめぐって訴訟が提起される機会が増えて、訴訟経済の観点からも好ましくないから、事業者間における管轄権に関する合意は原則として有効とすべきであり、甚だしく不合理で公秩序に違反するような場合に無効とすれば足りる。（経団連）

【反対】 なし

【その他の意見】

- ・ 管轄権に関する合意の効力が否定される場合について、チサダネ号事件の最高裁判決が示した基準が今回の立法により否定されないことを明らかにすべきであり、上記最判の基準をより明確化した要件（例えば「管轄の合意が著しく不合理で公序に反することとなる場合又は管轄合意の効力を認めることが明らかな不正義をもたらす場合」）の規律を設けるべきである。（日弁連，同旨：阪大研究会，透明化（国際民訴））
- ・ 「第一審に限り」という要件は不要である。（大学教授）

(2) 試案②について

【賛成】 大阪弁，横浜弁，透明化（国際民訴），大学教授

- ・ 判例及び実務慣行に沿い、また、国内土地管轄に関する民訴法の規律とも平仄のとれた明確なものとなっている。（横浜弁）

【反対】 なし

【その他の意見】

- ・ 一方が作成した書面に管轄権に関する合意が記載されており、その内容を他方が合意していれば、書面性の要件を満たすことが明らかになるような規律の文言にすべきである。（日弁連）
- ・ 同一の書面により合意がされた場合のみならず、合意の存在が書面上明らかな場合についても、管轄権に関する合意の成立を認めるべきである。（大学教授）

(3) 試案③について

【賛成】大阪弁，横浜弁，透明化（国際民訴），大学教授

- ・ 判例及び実務慣行に沿い，また，国内土地管轄に関する民訴法の規律とも平仄のとれた明確なものとなっている。（横浜弁）

【反対】なし

(4) 他の検討事項について

- ・ 外国裁判所を合意管轄とする旨の定めについて，日本の裁判所の国際裁判管轄を排除する旨の合意をしたものとみなす考え方は，国際取引の実務慣行に反することから，特段の規律を置かないものとするべきである。

合意管轄については，様々な契約条項が存在するため，合意管轄に関する規律を民訴法に設ける場合には，契約実務に不安定さをもたらすような内容は厳に回避されるべきである。（経団連）

2 応訴による管轄権

被告が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出しないで本案について弁論をし，又は弁論準備手続において申述をしたときは，日本の裁判所は，管轄権を有するものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，透明化（国際民訴），大学教授

- ・ 判例及び実務慣行に沿い，また，国内土地管轄に関する民訴法の規律とも平仄のとれた明確なものとなっている。（横浜弁）

【反対】なし

第4 個別分野の訴えについての管轄権

1 海事に関する訴え

① 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴えは，損害を受けた船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは，日本の裁判所に提起することができるものとする。

② 【甲案】海難救助に関する訴えは，海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地が日本国内にあるときは，日本の裁判所に提起することができるものとする。

【乙案】海難救助に関する訴えについては，特段の規律を置かないも

のとする。

(注)

船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴えについては、特段の規律を置くか否かについて、第2の3(注)における検討も踏まえ、なお検討する。

(1) 試案①について

【賛成】 日弁連、大阪弁、横浜弁、阪大研究会、透明化（国際民訴）、大学教授

- ・ 衝突事件では、多くの利害関係人が発生し、公海上での衝突の場合などは、一義的に裁判管轄が定まらないことが多く、裁判管轄について争いを生じやすい。日本国内の利害関係人の保護の観点から、「最初に到達した地」を基準とする管轄規定は有効で必要な規定と考える。(日弁連)
- ・ 損害を受けた船舶については、当該船舶の最初の寄港地において第一義的な事故調査が行われることが一般的であり、証拠収集の便宜という不法行為地の特別裁判籍を定めた趣旨にかんがみて合理的である。(大阪弁)
- ・ 外国船籍同士の公海での事故の場合に日本に裁判籍を認める必要がないとの意見もあるが、日本の裁判所に提起できるとするにとどまるものであるから、不法行為の裁判籍との兼ね合いからも民訴法の規定に合わせて裁判籍を設けることの意味はなお存すると考える。(横浜弁)

【反対】 なし

(2) 試案②について

【甲案に賛成】 日弁連、大阪弁、横浜弁、貿易会、阪大研究会、大学教授

- ・ 海難救助については、船長が船貨双方のために救助契約を締結し、救助契約中に仲裁合意が存在するのが普通である。しかし、救助契約が存在しない場合又は救助契約の成立に争いがある場合が存在し、管轄規定を設けることは有用である。商法は、契約の存在しない海難救助を予定しているのであるから、契約が存在しない場合の管轄規定が必要である。(日弁連)
- ・ 現在の実務が今後どのように変化するか確証がなく、仲裁合意がされず、管轄を定めるに際しての準則がなかった場合には、管轄地決定に支障が生じ得ることから、念のために規定を置くことに賛成する。(大阪弁)
- ・ すべての海難救助事件がロイズ・オープン・フォームによる契約に基づくものとは限らないことから、最低限の手續保障のために規定を置くべきで、民訴法との整合性からも甲案とすべきである。(横浜弁)
- ・ 義務なくして海難救助が行われる場面はそれほど多くないとされているとはいえ、その可能性がないわけではないので、規定を整備しておくことが望ましい。(貿易会)

【乙案に賛成】なし

【その他の意見】

- ・ 甲案に賛成するとの意見があった。(裁判所)
- ・ 海難救助された船舶が沈没するなどして、いずれの地にも到達し得ない状況になることも想定することができるので、海難救助があった地、救助された船舶が最初に到達した地のほかに、救助された船舶がいずれの地にも到達し得ない状況となった場合には当該海難救助により救助された者が最初に搬送された地を加えるべきである。(大阪弁)

(3) (注) について

【規律を設けるべきとする意見】日弁連、横浜弁、阪大研究会、透明化(国際民訴)、大学教授

- ・ 船舶の所在地あるいは船舶に代わる担保が日本にあるときは、日本の裁判所に訴えを提起することができるものとするという規定を置くべきである。実務上は、船舶を先取特権又は仮差押えの形でアレストした上で、担保を積ませて法第5条第4号又は第7号で本訴の管轄を作り出している。裸傭船契約が存在する船舶について先取特権を行使した場合、差し押さえられている船又はそれに代わる担保は、船舶所有者の財産であり、責任主体である裸傭船者の財産でないため、法第5条第4号だけでは不都合である。(日弁連)
- ・ 担保目的物に対する執行の便宜から目的物の所在地に管轄権が認められることからすれば、被告が担保の所有者でない場合にも管轄権を認めるべきである。(横浜弁)
- ・ 船舶の担保としての重要性と国境を越えて移動する船舶をめぐる国際裁判管轄ルールの対外的な明確性を考慮すると、独立の国際裁判管轄規定を置くことは正当化される。(阪大研究会)
- ・ 第2の3において甲案を支持する関係上、「船舶債権その他船舶を担保とする債権」について、その所在地(第2の3①参照)が明確でなく、また、それが「金銭の支払の請求を目的とする」(第2の3②甲案参照)とは限らないので、明文規定を置くべきである。(透明化(国際民訴))
- ・ 船舶の現実の所在地が日本国内にある場合には、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めてよい。この場合、日本の裁判所に管轄権が生じた後に当事者間の合意によって船舶が外国に移動しても、その管轄権は消滅しないものとするのが適当である。(大学教授)

【規律を設ける必要はないとの意見】大阪弁

- ・ 財産所在地の特別裁判籍に基づき対応することができる反面、その他の場合に一律に船舶所在地に国際裁判管轄を認めることは合理性を欠く。(大阪弁)

(4) 他の検討事項について

- ・ 法第5条第3号（船員に対する財産権上の訴え）及び第6号（船舶所有者その他船舶を利用する者に対する船舶又は航海に関する訴え）の訴えについては、特段の規律を置く必要はないとの意見があった。（裁判所）
- ・ 法第5条第3号及び第6号と同様に船舶の船籍の所在地を管轄の原因とすることは、便宜置籍船が利用されている実態にかんがみると不適切である。（大阪弁）
- ・ 法第5条第3号及び第6号の訴えについて、他国関係者が入り交じり、管轄権の調査自体が困難である可能性があるから、船籍を管轄決定の一要素として残す意義は存在する。また、日本に船籍を置く場合には、便宜置籍船を理由に管轄を否定することには必ずしも理由があるとはいえない。よって、船籍を管轄決定の一要素として残す意義は存する。（横浜弁）

2 知的財産権に関する訴え

知的財産権（知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えは、その登録の地が日本であるときは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとするものとする。

（注）

知的財産権の侵害訴訟等については、特段の規律を置かないものとする。

(1) 試案について

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁、経団連、知財協、弁理士会、阪大研究会、大学教授

- ・ 特許権等の知的財産権の有効・無効に関して裁判所がいかなる形で関与できるか、行政庁での手続が先行される必要があるかは各国により異なっており、このような相違を無視して、日本の裁判所ですべての外国の特許権等の有効・無効を主文の判断でできるとするのは、当該特許を付与した国の特許制度を軽視しているとも評価できるものであり、国際礼讓の観点から、日本の裁判所が主文で外国における特許権等の無効を宣言することは明らかに行き過ぎである。（大阪弁）
- ・ 日本で登録された知的財産権の存否及び効力に関する訴えにつき、裁判籍を日本のみとすることは、日本における権利登録者の権利保護に資するものであり、評価できる。また、権利の帰属や権利の侵害については、一般的紛争における規律に従って判断すれば足りるから、特段の規定は不要と考える。（横浜弁）
- ・ 特許の有効性については、各国の判断にゆだねるべきである。（知財協）
- ・ 日本の裁判例は、設定の登録により発生する知的財産権の存否又は有効性について

ては登録国の裁判所の専属管轄であることを前提としており、国際的にも専属管轄が認められることが一般的である。(阪大研究会)

【専属管轄とすることについて反対】透明化（共同）、透明化（国際民訴）

- ・ 登録国の専属管轄とすると、登録国以外の国の裁判所に侵害訴訟等が提起された場合に、被告が有効性に関する反訴を提起することができず、当事者間の紛争を確実に解決することに支障を来す。また、外国の知的財産権を無効とする判決が訴訟当事者間にものみ効力を有するものである場合には、外国の国家主権への介入という問題は生じない。(透明化（共同）)
- ・ 知的財産権のうち設定の登録により発生するものの存否又は効力に関する訴えも、単に私法上の権利の存否又は効力を争う訴えにすぎず、登録国以外であっても、被告の住所地国や管轄合意された国など、当事者のアクセス及び証拠収集の便宜から、技術性・専門性の判断を十分に行えるフォーラムは存在する。(透明化（国際民訴）)

【その他の意見】

- ・ 試案は合理的である。もともと、権利発生時の知的財産権の帰属の問題は当該知的財産権の存否や効力と不可分一体であり、存否の問題として、試案が適用されるべきであるのに対し、その後の譲渡や相続等による帰属については、特に知的財産の特則による必要もないので、一般の管轄原因でよい。(日弁連)
- ・ 「存否・有効性に関する訴え」であれば、登録を要しない知的財産権についても、権利を付与した国の社会・産業政策に関わる問題であるので、同国の専属管轄とすべきであると思われる。

また、権利の帰属に関する訴えは、専属管轄の対象から除くべきである。(大学教授)

(2) (注) について

【賛成】大阪弁、横浜弁、知財協、大学教授（2名）

- ・ 普通裁判籍、合意管轄、応訴管轄が認められる点は問題がない。特殊な事案については、第6の規律により却下することができるので不都合はない。当事者の便宜からも外国特許の侵害訴訟を当該外国の裁判所の専属管轄とする必要はなく、米国等と比較して日本は訴訟費用が安く、審理期間も短いメリットがある。(知財協)
- ・ 知的財産権の侵害訴訟については、第2の6により規律されると考えることが可能である。(大学教授)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 「日本の特許権等に関して、外国の裁判所が侵害訴訟等において無効の抗弁を認めた場合でも、日本における当該特許権等の効力の判断の際に考慮してはならない。」

等の規定を検討してもらいたい。(経団連)

- ・ 知的財産権の侵害訴訟を不法行為に関する訴えに基本的によらしめることに賛成するが、いわゆるユビキタス侵害については、「最も大きな結果が発生したか発生すべき地が日本にある場合に限る」などの特則を設けるべきである。(透明化(共同), 同旨:透明化(国際民訴))

(3) 他の検討事項について

- ・ 特許権の効力等について争う際の訴訟手続を中止することの可否やその手続について不明であり、更なる検討を期待する。(経団連)
- ・ 日本で侵害訴訟が提起され、外国において特許権の有効性に関する審判が係属している場合に、日本における訴訟手続を中止すべき規定については、特許法第168条の規定と同様の規定を置くことが必要だと考える。(知財協, 同旨:透明化(共同), 大学教授)
- ・ 知的財産権の存否・効力に関する裁判については、登録国の裁判所の判決に対世的な確定力が認められていることから、侵害訴訟やライセンス訴訟が登録国以外の国の裁判所に係属中に、登録国の判決があるまで訴訟を中止することができる規定を設けることを検討すべきであるが、一律中止ではなく、裁判所の裁量的判断によらせることが適切と思われる。(弁理士会)

3 消費者契約に関する訴え

① 消費者(個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。)と事業者(法人その他の社団又は財団及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。)との間で締結される契約(労働契約を除く。以下「消費者契約」という。)に関する消費者から事業者に対する訴えは、

【甲案】訴えの提起の時又は当該消費者契約の締結の時における消費者の住所

【乙案】当該消費者契約の締結の時における消費者の住所

が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

② 消費者契約に関する事業者から消費者に対する訴えは、第1の1又は2の規律によって日本の裁判所に提起することができない場合においては、次に掲げるときに限り、日本の裁判所に提起することができるものとする。

ア 消費者が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しない

との抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。

イ 消費者と事業者との間の民事上の紛争について日本の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意が効力を有するとき。

③ 消費者と事業者との間の民事上の紛争を対象とする管轄権に関する合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。

ア 当該紛争が生じた後にされた合意であるとき。

イ【甲案】消費者契約の締結の時ににおける消費者の住所がある国の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意(その国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める合意を除く。)であるとき。

【乙案】第2の規律により管轄権を有することとなる事由及び消費者契約の締結の時ににおける消費者の住所が特定の国にある場合において、その国の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意(その国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める合意を除く。)であるとき。

【丙案】③においては、ア及びウ以外に合意が効力を有する場合を定めないものとする。

ウ 消費者が管轄権に関する合意に基づき日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業者が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、消費者が管轄権に関する合意に基づきその裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出したとき。

(1) 試案①について

【甲案に賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁、大学教授

- ・ 消費者の裁判所アクセスに最大限に配慮すべきであり、その観点から、消費者の住所地の基準時は原則として訴え提起時とすべきである。他方、契約締結時の住所地が日本国内にあった場合に、それでもあえて消費者が日本の裁判所に訴えを提起した場合に事業者の予測可能性を奪うなど定型的に不当な事態になるとは考えられないことから、契約締結時の住所が日本国内にある場合にも日本の裁判所に国際裁判管轄を認めてよい。(日弁連)
- ・ 契約締結時の消費者の住所等を基準とすることは、当事者の予測可能性の見地から妥当である。また、訴え提起時の消費者の住所を基準とすることについては、本来、管轄の基準時は訴え提起の時点であると考えられ、また消費者保護の観点にも

沿うことから妥当である。(大阪弁)

- ・ 甲案が訴え提起時の住所を含む点について事業者の予測可能性を害するとの考えもあるが、国際的消費行動を前提とすれば、いずれの国も消費者が存する可能性はあり、必ずしも事業者の予測可能性を害するというとはいえない。消費者に生じた問題の司法的解決促進のためにも、甲案のとおり規定すべきである。なお、事業者の規模や活動販売地域等の個別具体的な事情に応じて、第6の規律により日本での管轄を制限することは可能であると思われる。(横浜弁)
- ・ 特段の事情論を積極的に評価する立場からは、緩やかな規定を置き、第6の規律により個別の事案に即して具体的妥当性を図るのが筋だと考える。(大学教授)

【乙案に賛成】経団連，貿易会，大学教授（2名）

- ・ 事業者は消費者契約締結時の消費者の住所で訴えを提起されることは予期できるとしても、消費者契約締結後に転居した国の裁判所で訴えられることまでは通常予期できないため、事業者側の予測可能性を確保する必要がある。なお、甲案による場合、消費者側のフォーラム・ショッピングを誘発するおそれがあるが、この場合には、第6の規律により手当てすることが可能である。(経団連)
- ・ 事業者の予測可能性という観点にかんがみると、乙案が妥当である。(貿易会)

【その他の意見】

- ・ 乙案に賛成するとの意見があった。なお、乙案を採用しつつ、契約締結時の消費者の住所が日本国内にある場合のほか、契約締結時の消費者の「常居所」が日本国内にある場合も日本の裁判所に管轄権を認めるのが相当と考えるとの意見もあった。(裁判所)
- ・ 甲案では広すぎ、乙案では狭すぎる。消費者の住所地のみを基礎として管轄の規律をするのは困難だと思われることから、甲案について、事業者が日本国内に営業所等を有すること又は事業を継続して行っていることなど、事業者と日本との何らかの関連性を要件として付加すべきである。(阪大研究会)
- ・ 通則法の消費者契約の特例は「常居所」を連結点としているところ、消費者契約においては、消費者の「常居所」についても規定しなければ、通則法との平仄がとれないおそれがある。(大学教授)

(2) 試案②について

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，阪大研究会，大学教授

- ・ 事業者から消費者に対する訴えは、消費者の裁判所へのアクセスの保障ないし負担軽減の見地から、原則として消費者の住所地でのみ提起することとすべきである。(日弁連)
- ・ 試案②の規律は消費者保護の観点から原則として妥当であるが、アについては、

裁判所からの通知等が来た場合、消費者が安易に訴訟に応じてしまいやすいという応訴の弊害が懸念されることから、仲裁法附則第3条第6項を参考として、応訴した消費者に対して意思確認を行うものとする規定を設けるなどして、安易な応訴の弊害を防止することが望ましい。(大阪弁)

- ・ 消費者の手続保障を重視し、原則として一般的規律に従って管轄を定めるべきとの試案は評価できる。また、消費者保護のため合意管轄を制限する点も評価できる。なお、試案②イは、紛争発生後に管轄に関する合意をした場合であることを明示すべきである。(横浜弁)

【反対】なし

(3) 試案③イについて

【甲案に賛成】貿易会

- ・ 予測可能性という観点からは、消費者契約締結の時に消費者の住所がある国の裁判所に管轄を認めても差し支えない一方で、私的自治の観点からは、当事者の合意を尊重することが望ましい。(貿易会)

【乙案に賛成】日弁連（少数意見あり。）

- ・ このような管轄合意は、消費者が契約締結後訴え提起時まで他の国に住所を移した場合に意義があるが、第2の規律により管轄権を有する事由がある場合は、当該特定国を裁判地とすることに一定の客観的合理性が認められる場合であり、これと契約締結時においては消費者の裁判所へのアクセスに最も資する国である契約締結時の消費者の住所地が重なっている場合は、合意の効力を否定する理由はない。なお、消費者保護を徹底する立場から、丙案を支持する意見もあった。(日弁連)

【甲案又は乙案に賛成】全銀協

- ・ 一般的に日本の事業者は、日本に居住している消費者に対して商品・サービスを提供する場合においては、当該消費者から苦情があった際には日本国内において当該消費者と話し合いを行うなどによりこれを解決し、万が一、裁判になった場合も日本の裁判所で日本法のもとで解決を図ることを期待しているのが通常である。

一方、日本に居住していた消費者が、都合により外国に住所を移す場合においては、日本で行っていた諸契約について整理・解約を行ったり、契約を継続する必要がある場合には、日本に代理人や連絡先を置くなど、外国への移転後に債務不履行等の問題が生じないように手当てを行うのが通常である。

しかし、試案②では、日本国内で苦情や紛争の解決を図ることが当初の両当事者の期待であったにもかかわらず、消費者側の一方的な事情により、日本の事業者の保護されるべき期待が裏切られることになる。

また、例えば、消費者が住所を移転した外国において事業者が訴えを提起したが、

同国の裁判所がフォーラム・ノン・コンヴィニエンス等を理由に訴えを却下した場合や、同国が政情不安定であったり法体系が日本と全く異なる場合には、事業者が同国の裁判所に訴えを提起することは事実上不可能になり、特に後者のような場合には、事後に管轄権に関する合意をすることも不可能であり、日本の裁判所に訴えを提起することもできない。これでは、日本の事業者に著しい不利益をもたらすことになり、外国に移転する可能性がある消費者との契約の締結に慎重になり、ひいては日本における人材の国際化を阻むことにもなりかねない。

そこで、かかる事態を回避するために、当事者間の管轄権に関する事前の合意を一定の範囲で有効とする甲案又は乙案を採用することが望ましい（予測可能性の観点からは甲案の方が望ましい）。

仮に試案③について丙案が採用されることとなった場合には、日本の事業者は消費者契約についていずれの国の裁判所にも訴えを提起できない事態が生じかねないことから、緊急管轄として一般規定や解釈により例外的に日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるような手当てが必要である。（全銀協）

【丙案に賛成】大阪弁，横浜弁，大学教授（2名）

- ・ 甲案又は乙案によると、管轄権に関する合意に基づいて事業者が消費者に対して訴えを提起した場合には、消費者が既に当該国を離れて別の国に住居等を有しているときでも合意に拘束されることになり、消費者保護を図った趣旨が没却される。（大阪弁）
- ・ 合意管轄が契約時には事業者にとって有利に規定されるおそれがあること、また消費者への手続保障の観点からしても、消費者にとって負担を強いる合意管轄は制限されるべきである。（横浜弁）

【甲案，乙案，丙案のいずれにも反対】阪大研究会，透明化（国際民訴）

- ・ 消費者契約においても、合理的な管轄合意を認めることは当事者の予見可能性を高め、事業者の取引費用を軽減することによって消費者への費用の転嫁を抑える機能を有していると考えられる。この点からは、試案①の規律以外の管轄を認める付加的合意は認めてもよい（ブリュッセル I 規則第 17 条（2）参照）。同様に、契約締結時に消費者の住所と事業者の営業所が同一の国にあった場合に、この同じ国の管轄についての合意（同条（3）参照）を無効とする理由はないように思われる。（阪大研究会）
- ・ いずれの案も狭すぎる。試案③の場合にしか消費者契約における管轄合意が認められないのであれば、日本にいる消費者の契約相手方となる企業にとって、訴訟コストやリスクが莫大なものとなるであろう。そのコストやリスクは、最終的には消費者に転嫁されることになり、結果として消費者保護にならないおそれもある。合意の認められる場合については、ブリュッセル I 規則第 17 条のように消費者側の

オプションを広げる方向での合意を認めるという規定が適切である。(透明化(国際民訴))

【その他の意見】

- ・ 乙案に賛成との意見と、丙案に賛成との意見があった。(裁判所)

(4) 他の検討事項について

- ・ 能動的消費者においても、消費者の裁判所へのアクセスに対する配慮、負担軽減及び消費者にとって不利益ないし意に沿わない管轄合意の効力制限の要請は同じであり、特例を認めるのは妥当でない。(日弁連)
- ・ 能動的消費者に関する規律については、これを設けた場合、消費者は一時的に滞在したにすぎない外国の裁判所で応訴することを強いられ、他方で、グローバル化が進んだ現代においては、消費者が能動的に動いて取引を行うことは容易に予測できることであり、事業主はそれによって利益を得ているのであるから、事業主は消費者を保護する管轄規定を甘受すべきであり、規律は不要である。(大阪弁)
- ・ すべての管轄合意を無効とするのではなく、消費者が明確に管轄合意を認識した又は能動的消費者であったなど、管轄合意に対して一定の認識又は帰責性が認められる場合には、管轄合意を管轄原因と認める余地を残すべきではないか。(貿易会)
- ・ 能動的消費者に関して、事業者の予測可能性等の利益を考慮して、通則法と同様の規定を設けるべきである。(大学教授)

4 労働関係に関する訴え

- ① 労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争(以下「個別労働関係民事紛争」という。)に係る労働者から事業主に対する訴えは、当該個別労働関係民事紛争に係る労働契約における労務の提供地(その地を特定できない場合にあっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地)が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。
- ② 個別労働関係民事紛争に係る事業主から労働者に対する訴えは、第1の1又は2の規律によって日本の裁判所に提起することができない場合においては、次に掲げるときに限り、日本の裁判所に提起することができるものとする。
 - ア 労働者が第一審裁判所において日本の裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたとき。

- イ 個別労働関係民事紛争について日本の裁判所を訴えを提起することができる裁判所として定める合意が効力を有するとき。
- ③ 労働者と事業主との間の個別労働関係民事紛争を対象とする管轄権に関する合意は、次に掲げるときに限り、その効力を有するものとする。
- ア 当該紛争が生じた後にされた合意であるとき。
- イ 労働者が管轄権に関する合意に基づき日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起したとき、又は事業主が日本若しくは外国の裁判所に訴えを提起した場合において、労働者が管轄権に関する合意に基づきその裁判所が管轄権を有しないとの抗弁を提出したとき。

(注)

労働審判法第2条は国内土地管轄について規定しているところ、労働関係の訴えに関する国際裁判管轄の規律は、同法第22条第1項により訴えの提起があったものとみなされる場合に適用されるものとする。

(1) 試案①について

【賛成】日弁連（少数意見あり。）、大阪弁、横浜弁、労弁、阪大研究会、透明化（国際民訴）、大学教授

- ・ 外国で雇い入れられて日本で労務を提供する労働者を保護することができ、事業者にとっても予見可能性を不当に損なうことはない。逆に日本で雇い入れられて外国で労務を提供する労働者については、形式的に外国の事業者との雇用契約が締結されていても実質的に日本で雇い入れた事業者は日本の普通裁判籍が認められることが多いし、外国の強行法規が適用されてそれについて日本の裁判所が判断することは適当ではない。

なお、労働者保護をより徹底する立場から、労働者の住所が日本国内にある場合にも日本の裁判所に訴えを提起することができるものとするべきであるとの意見もあった。（日弁連）

- ・ 普通裁判籍に加えて、労働者が訴訟提起し得る裁判所を拡張するものであり、労働者と事業主との間の経済的・社会的な力の差を考慮し、労働者保護の観点から妥当なものと考えられる。（大阪弁、同旨：横浜弁、労弁、阪大研究会）

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 試案には賛成しつつ、「労務の提供地」については、(i) 労働審判法第2条の「現に就業し若しくは最後に就業した当該事業主の事業所の所在地」との文言の整合性、(ii) 転々と就業場所が変わった場合、そのうち日本国内の就業地が1か所でもあ

れば、全就業地での賃金等の支払を求める訴えについて日本の裁判所の国際裁判管轄を認める趣旨かどうかは必ずしも明らかではないので、これらの点につき、できる限り疑義が生じないよう明確な規定とすべきであるとする意見があった。(裁判所)

- ・ 労務の提供地は、請求の目的となる権利の発生した時点における当該権利の発生原因となった労務の提供地が含まれるだけでは十分ではなく、最後の労務の提供地も含むことを明確にすべきである。(日弁連)
- ・ 「労務の提供地」の内容であるが、「現実に労務を提供している地」であると解すべきである。労務提供地を管轄の基礎としたのは、労働者が最も容易に裁判を受けることができるようにするという趣旨によるものであり、また事業主にとって訴訟遂行に有利な地として現実の労務提供地と異なる場所を定める場合もあり、現実に労務を提供している地の方が、証拠収集等について便宜である。

「労務の提供地」を定める基準時については「訴え提起時」が認められることには問題ないが、それに加えて、「請求権発生時」における労務提供地も含めるべきである。(大阪弁)

- ・ 労働者が雇用関係を解消した後に日本に住所を有している場合についても、個別労働関係についての紛争が生じた場合には、日本の裁判所に対する訴えの提起を認めるべきである。この点については、消費者契約に関する消費者からの訴えの場合と同様の規定にすべきである。(横浜弁)
- ・ 「個別労働関係民事紛争」の定義について、労働契約の一方当事者を「事業者」に限定するのではなく、「使用者」とすることにより、労働契約法の適用対象となる契約についての紛争(例えば、家事労働、ベビーシッター等)も本規律の適用対象とすべきである。また、労働契約締結後の紛争に限定するのではなく、労働契約締結前の採用等をめぐる紛争も含むものとするにより、このような紛争も本規律の適用対象とすべきである。

「雇い入れた事業所の所在地」について、労務の提供地が特定できない場合に限りて日本の裁判所に国際裁判管轄を認めるものとしているが、労務の提供地は複数認められ得るなどの理解を前提とすると、実際に適用される場面を想定することは困難であるから、このような限定を付さずに国際裁判管轄を認めるべきである。

「労務の提供地」の意義について、勤務の内容が国際的な移動を伴うものである場合には複数の場所を含むこと、転勤があった場合には最後の勤務地だけでなくかつての勤務地も含むことを文言上明確にすべきである。(労弁)

(2) 試案②について

【賛成】大阪弁、横浜弁、労弁、阪大研究会、透明化(国際民訴)、大学教授

- ・ 渉外的要素を有する労働紛争が生じる場合としては、これまで航空会社の客室乗

務員に関する事案等が見られるところ、このような事案においては、試案②の規律は妥当なものと考えられる。(大阪弁)

- ・ 労働者の手続保障を重視し、人に対する訴えの原則に基づいて管轄を定めるべきとする試案は評価できる。なお、試案②イは、紛争発生後に管轄に関する合意をした場合であることを明示すべきである。(横浜弁)
- ・ 労働者と事業主との間の応訴能力の格差に配慮し、労働者の裁判を受ける権利の実質的な保障に資するものである。(労弁)

【反対】日弁連（少数意見あり。）

- ・ 労働者の住所が日本国内にある場合に加えて、労務の提供地が日本国内にある場合も日本の裁判所に訴えを提起することができるようにすべきである。

労働者にとって、外国の労務の提供地は、法令や言語は異なるとはいえ、自らの意思によるか事業者の指揮命令によるかいずれの場合も、労務を提供するために現に滞在して慣れ親しんだ地であり、国内裁判管轄では義務履行地として労務の提供地に特別裁判籍が認められることとの均衡からしても、一律に義務履行地の特別裁判籍まで排除して労働者の保護を図る必要性はない。

なお、試案②に賛成する意見もあった。(日弁連)

(3) 試案③について

【賛成】大阪弁，横浜弁，労弁，透明化（国際民訴），大学教授

- ・ 労働者が事業主との力関係から不利な管轄合意を強制されるおそれがあることから、労働者保護のための提案であり、妥当なものと考えられる。(大阪弁)
- ・ 労働契約が、潜在的に当事者間の力関係の均衡を欠いていることからすれば、合意管轄を制限する試案は評価できる。(横浜弁)
- ・ 労働契約の場合、事業主が労働契約の中に自己に有利な内容を盛り込むことが少なくなく、とりわけ採用の際には、契約内容を事業主が一方的に決定し、労働者はこれに応じざるを得ないことがほとんどであることから、事業主が一方的に決定した国の裁判所で裁判を受けることを労働者が強いられるおそれがある。試案③はこのような弊害を除去するものである。(労弁)

【反対】日弁連（少数意見あり。），経団連，阪大研究会

- ・ 試案③ア、イに加えて、消費者契約と同様、契約締結時の労働者の住所地国を付加的管轄地とする管轄合意について、義務履行地等、他の管轄原因も認められる場合に、雇用者側の事情によらずに当該国外に移動した労働者については、管轄合意を認めることを考えるべきである。現実には、日本で雇用されて勤務を継続していた日本に住所を有する日本人従業員が外国企業の引き抜きにあい、家族や家を日本に残したまま労働契約に反して競業禁止期間中に国外の競合企業に勤務するような

事例があり、競業禁止特約に見合うだけの十分な報酬をもらっていても、なお、一律に日本を管轄地とする管轄合意の効力を認めないというのは行き過ぎであろう。

なお、試案③に賛成するとの意見もあった。(日弁連)

- ・ 労働者と事業主との間の管轄権に関する合意が効力を有する場合として、「当該紛争が生じる前にされた合意であり、労務の提供地（その地を特定できない場合にあっては、当該労働者を雇い入れた事業所の所在地）が日本国内にあるとき。」を加えるべきである。試案③によれば、事業主の予測可能性を著しく失わせることになり、また、労務の提供後については、労働者は消費者と同様に自由に居住地を選択することができるので、日本国外に住居を移すことで事業者は日本で裁判を提起することができなくなる。

なお、「労務の提供地」が日本国内にある場合に限定することで、事業主が労務の提供地を任意に変更することの弊害は防止することができる。また、労働者の経済力・応訴力が事業主に比べ明らかに衡平を欠く場合には、第6の規律を適用することで、衡平を担保することは可能である。(経団連)

- ・ 試案③ア及びイ以外の場合であっても、労働者に労務の提供地以外での提訴を認める付加的な管轄合意（ブリュッセルI規則第21条（2）参照）は有効とすべきである。(阪大研究会)

(4) (注) について

【賛成】大阪弁

- ・ 労働審判から移行した場合に訴訟の提起があったとみなされるとする現行法と整合性を持たせるという趣旨であり、妥当と考えられる。(大阪弁)

【反対】なし

第5 併合請求における管轄権

- ① 一の訴えで数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは一の請求と他の請求との間に密接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする。
- ② 被告は、日本の裁判所が本訴の目的である請求について管轄権を有し、反訴の目的である請求について管轄権を有しない場合には、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときに限り、本訴の係属する日本の裁判所に反訴を提起することができるものとする。

③ 数人からの又は数人に対する訴えで数個の請求をする場合において日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができるものとする

④ 上記①若しくは③の他の請求又は上記②の反訴の目的である請求に係る訴えについて、

【甲案】日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある場合において、管轄権を有することとなる事由が外国にあるとき

【乙案】日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある場合において、管轄権を有することとなる事由が外国にあるとき、又は外国の裁判所のみを訴えを提起することができる裁判所として定める管轄権に関する合意があるとき

は、上記①から③までの規律は適用しないものとする。

(1) 試案①について

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁、弁理士会、阪大研究会、透明化（国際民訴）、大学教授

- ・ 最高裁判例に沿った規律を明文化するものであり、適切である。（日弁連、同旨：大阪弁、阪大研究会）
- ・ 数個の紛争を同一手続で解決する原告の利益、被告の負担、迅速かつ適正な裁判の要請等を調整するものとして妥当である。（横浜弁）
- ・ 試案①から④について全体的に当事者の便宜等の利益がバランス良く調整されている。（透明化（国際民訴））

【反対】大学教授

- ・ 客観的併合は特別裁判籍を普通裁判籍化する機能を持つもので、大陸法系の管轄法制では異質な制度であるところ、国際的な動向からも、特に併合審理しなければ判決矛盾を生じ事件の合理的な解決が得られないなどの特別な事情がある場合に限るべきである。（大学教授）

【その他の意見】

- ・ 例えば、外国に住所を有する者が、著作権を侵害するコンテンツをネット上にアップロードした場合、著作権者が日本の裁判所に日本における著作権の侵害訴訟とともに、外国における著作権についても侵害訴訟を併合提起することができるか否かなどが問題となるので、「密接な関連」についてより具体的な基準が示されること

が望ましい。(弁理士会)

- ・ 被告の予測可能性が害される可能性があることから、単独で日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる請求が、特別裁判籍の規律により国際裁判管轄が認められるものである場合には、併合される請求について、主たる義務履行地又は主たる事実の発生地が日本国内にある場合に限り、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとするべきである。(透明化(共同))

(2) 試案②について

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁、透明化(国際民訴)、大学教授

- ・ 反訴を認めることは国際的にも一般的と思われ、防御方法と関連する反訴を認めることも合理性がある。(大阪弁)
- ・ 迅速かつ適正な裁判の要請、試案①とのバランスなどに照らして妥当である。(横浜弁)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 本訴に係る請求が、特別裁判籍の規律により国際裁判管轄が認められるものである場合には、反訴に係る請求について、主たる義務履行地又は主たる事実の発生地が日本国内にある場合に限り、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとするべきである。(透明化(共同))

(3) 試案③について

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁、弁理士会、透明化(国際民訴)、大学教授

- ・ 国内土地管轄と同様に、法第38条前段の場合に限定して主観的併合を認めるものであり、妥当である。(日弁連、同旨：横浜弁)
- ・ 外国企業が日本企業に指示するなどして、共同して日本における特許権を侵害した場合、試案③により、「同一の事実上及び法律上の原因」に基づく請求として、日本企業と外国企業を共同被告として訴えを提起する可能性が明らかになったと考えられる。(弁理士会)
- ・ 国内判例の積み上げがあり、国際的にも妥当とされる基準と解され、またブリュッセルI規則とは異なる要件であるが、日本方式として十分国際的な議論にも耐えられる。(大学教授)

【反対】大学教授

- ・ 「共同被告のうちの少なくとも一人が日本に住所又は主たる営業所等を有する場合において、その相被告が日本と生活上の関係を有する個人であるとき、又は組織面で密接な関連を有する法人であるときなど、当事者間の公平が著しく害されない

とき」との要件により，日本の裁判所に国際裁判管轄を認める場合を限定すべきある。(大学教授)

【その他の意見】

- ・ 試案が法第7条ただし書と同様の要件のもとで主観的併合を認めているのは，現在の実務から見るとその範囲が広くなりすぎるように思われ，応訴を強いられる被告の負担も国内における場合に比較してより大きいと思われることなどから疑問があるとの意見があった。(裁判所)
- ・ 試案は法第7条ただし書による法第38条前段の国内的な要件をそのまま採用しているが，国際裁判管轄は特段の事情がない限り認められないとする裁判例よりも主観的併合に基づく国際裁判管轄を広く認める趣旨なのかどうか，疑問が残る。(阪大研究会)
- ・ 原則として，各請求に密接な関連がある場合には日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとしつつ，共同被告の予測可能性と防御権に配慮する見地から，併合される請求に係る被告については，日本の裁判所に国際裁判管轄が認められることが通常予見できる場合に限るべきである。(透明化(共同))

(4) 試案④について

【甲案に賛成】大阪弁(試案①及び②について)，横浜弁

- ・ 当事者の管轄合意にもかかわらず請求の併合又は反訴の提起を認めたとしても，被告又は反诉被告の不利益はそれほど大きくない。(大阪弁)
- ・ 試案①から③の理由や紛争の統一的な解決の必要性からは，甲案が妥当である。(横浜弁)

【乙案に賛成】日弁連，大阪弁(試案③について)，貿易会，阪大研究会，透明化(国際民訴)，大学教授(2名)

- ・ 国際裁判管轄の有無は，適用される手続法や実体法の相違，判断を行う裁判所の資質等の質的な相違を生じさせるものであることから，法廷地の選択に関する当事者の合意は，国内土地管轄以上に重視されるべきである。(日弁連，同旨：貿易会，透明化(国際民訴))
- ・ 請求の主観的併合については被告となる者の不利益が大きい。(大阪弁)
- ・ 日本の裁判所について専属的な国際裁判管轄の合意をしても，関連請求を原因として外国の裁判所で応訴を強制されるような場合を考えると，不合理である。(阪大研究会)
- ・ 甲案によると，当事者間において外国裁判所にのみ訴えを提起すべきものとする合意をした意味が大幅に失われる。(大学教授)

【いずれにも反対】大学教授

- ・ 日本の法令によれば日本の裁判所にのみ訴えを提起すべき事項であっても、国によっては専属管轄とされていないことも考えられることから、試案④の規律は不要であり、第6の規律により対応すれば足りる。(大学教授)

【その他の意見】

- ・ 法第13条1項、第146条1項1号と同趣旨で適切であり、乙案のように国際裁判管轄の場合に限って当事者の専属的管轄の合意を例外とする必要性があるとは考え難いことから、甲案に賛成するとの意見があった。他方、外国裁判所を専属管轄とする合意がある場合には、その合意を優先して、被告の管轄の利益を尊重すべきであることから、乙案に賛成するとの意見もあった。(裁判所)

(第5についての後注)

訴訟参加、訴訟引受け及び訴訟告知については、特段の規律を置かないものとする。

【賛成】日弁連

- ・ 補助参加については、参加人との関係で独自の訴訟物が定立されるものではないことから、参加人独自の国際裁判管轄を観念する必要はない。

独立当事者参加については、国際裁判管轄について特段の規律を設けない場合でも、独立当事者参加であることを原因とする国際裁判管轄が生じる余地がないという帰結は適切でなく、なお解釈の余地を認めるべきである。

訴訟引受けについては、第6の規律により、訴訟引受けがされた事実を考慮して過剰な管轄を限定することも可能と考えられる。

訴訟告知については、事例や議論の蓄積の乏しい現時点において、適切な立法を行うことは困難であることなどから、規律を設けなくてよい。(日弁連)

【訴訟告知について反対】大阪弁

- ・ 訴訟告知については、被告者に対する参加的効力の有無について議論があるところであるため、外国に所在する被告者に対する参加的効力を認めることを明確にすべきである。(大阪弁)

第6 国際裁判管轄に関する一般的規律

裁判所は、第1から第5までの規律によって日本の裁判所に訴えを提起することができる場合においても、事案の性質、当事者及び尋問を受けべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、当事者間の衡平を害し、適正かつ迅速な審理の実現を妨げることと

なる特別の事情があると認めるときは、訴えの全部又は一部を却下することができるものとする。

【賛成】日弁連，大阪弁，横浜弁，経団連，知財協，透明化（国際民訴），大学教授（2名）

- ・ 遅滞を避けるなどのための移送について定める法第17条と比較すると、試案には「適正」という要件が入っており、外国における裁判の多様性を考慮すると、この要件は適切である。（大阪弁）
- ・ いわゆる特段の事情による規律は、裁判例において形成されてきたものであり、事案の解決の具体的妥当性を図る必要からも、かかる一般的規律を規定して明確化すべきである。（横浜弁）

【反対】阪大研究会，大学教授（2名）

- ・ いわゆる特段の事情に基づく規律は、国際裁判管轄の明確性と予見可能性を著しく損なうおそれがあるため、規律を設けるべきではない。試案のような一般的な規律を置くと、国際裁判管轄の判断において、個別的な国際裁判管轄に関する規律よりも先に、第6の規律が適用されることになり、個別的な管轄に関する規律を設ける意味が乏しくなってしまう。仮に、規律を設けるのであれば、第1，第3並びに第4の2及び3の規律は、本規律の適用対象外とすべきである。（阪大研究会）
- ・ いわゆる特段の事情の規律を条文化することは、その要件を明らかにする効果があるものの、特段の事情の有無は裁判所が職権で判断する事項であり、条文化にはなじまないのではないか。（大学教授）
- ・ 裁判を受ける権利の保障という観点から、裁量的に訴えを却下する制度は極めて疑問である。特に、試案は、証拠調べの便宜を特別の事情の一つに挙げているが、これは、民事訴訟が実体的真実主義に基づいておらず、証拠調べについての司法共助の不整備の不利益を当事者に帰することとなって妥当でなく、理論的にも、大陸法と英米法との国際裁判管轄の規律の違いを無視したもので適切ではない。（大学教授）

【その他の意見】

- ・ 第1及び第3の規律により日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる場合にも第6の規律を適用することを含めて試案に賛成であり、外国裁判所が管轄権を有していることを独自の要件とする必要はないとする意見があった。（裁判所）
- ・ 管轄権に関する合意、特に専属的な管轄権に関する合意がされている場合に、第6の規律を適用して日本の裁判所の国際裁判管轄を否定することは、当事者自治と予測可能性に反するため、極力避けるべきである。仲裁の場合には、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理やいわゆる特段の事情による却下又は移送が制度的

に認められていないこととの平仄も考えるべきである。(日弁連)

- ・ 考慮すべき事情として試案に列挙された事情は、判例の積重ねを立法に反映するものとして一定の評価はできるが、試案に列挙された事情のみでは、予測可能性が高まらないおそれがあるから、財産の所在地、訴訟追行上の負担、当事者の予測可能性等を追加したり、「当事者及び…証人の住所」を「…証人の生活上及び営業上の住所」とするなど、できるだけ具体的かつ明確に定めるべきである。(経団連)
- ・ 知的財産権に関する例外条項として、「前項までの規定により日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる場合であっても、請求が他国の公共政策に密接に関連するため、当該外国の裁判所における審理の方が適当であることが明らかであるときは、日本の裁判所は訴えを却下することができる。」という規律を設けることが望ましい。(透明化(共同))
- ・ 第1の規律により、被告の住所地等が日本国内にある場合には、原告にとって頼ることのできる基本的、最終的な裁判籍であるため、第6の規律の適用対象外とすべきである。また、国際取引紛争の解決における管轄合意の重要性及びその法的安定性に対する当事者の期待にかんがみて、日本の裁判所を指定する専属的な合意管轄がある場合にも、第6の規律の適用対象外とすべきである。(透明化(国際民訴))
- ・ 「当事者間の公平」と「裁判の適正・迅速」という理念は、一般的、抽象的すぎるため、これを具体化、明確化する作業が必要である。また、上記理念は、国内土地管轄を決定する際の理念であることから、国際民事訴訟であることの特異性や国際的な調和と協調という側面を積極的に考慮する必要がある。その上で、考慮すべき諸事情を規定に列挙すべきである。(大学教授)
- ・ 緊急管轄に関する規定を設けないのであれば、第1から第5までの規律について日本の裁判所に訴えを提起することができる場合を広めに設ける必要があるが、第1から第5までの規律には、いわゆる管轄配分説(修正類推説)の影響が強く出ている部分があり、その部分については、第6の規律との間で整合性を欠くのではないか。(大学教授)

(第6についての後注)

緊急管轄については、規律を設ける必要性の有無、規律を設けるとした場合の具体的な規律の内容について、なお検討する。

【規律を設けるべきとの意見】大阪弁、貿易会、大学教授(2名)

- ・ 明文の規定がないために、当事者が日本の裁判所に訴えを提起することを躊躇し、その結果権利救済が図れない可能性があることから、規律を設けるべきである。その場合の規律の内容としては、「訴えが日本の裁判所の管轄に属しないと認める場合

においても、外国において訴えを提起しても却下される可能性が高く、日本において訴えを提起する以外に方法がなく、その請求が日本と密接な関連性を有する限り、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるものとする。」との趣旨とするべきである。
(大阪弁)

- ・ 第1から第5の規律により日本の裁判所の国際裁判管轄が認められない場合においても、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により、条理に従って、裁判所の判断に基づき、日本の裁判所の国際裁判管轄を認める場合があり得ることを規定すべきである。ただし、相互主義の観点から、かかる規定は、外国裁判所にも、当該外国裁判所の判断による管轄を認めることになるので、不合理な判断がなされる可能性があることに留意すべきである。(貿易会)
- ・ 緊急管轄は、特段の事情論と表裏一体をなす問題であり、基本的には同一の取扱いをすることが望ましいため、明文の規定を設けるべきである。具体的には、第1から第5までの規律によっては、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる管轄原因が存しない場合であっても、当事者間の公平、裁判の適正・迅速及び国際的協調と調和を期するという〔国際裁判管轄の〕理念からみて特段の事情があるときは、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることができるものとする。」という規律が考えられる。(大学教授)
- ・ 明文の規定を設けた方が事案に対処しやすく、その参考例として、オーストリア裁判管轄法施行法第42条の規定が挙げられる。(大学教授)

【規律を設ける必要はないとの意見】透明化（国際民訴）、大学教授

- ・ 緊急管轄については、適切な立法が困難であるためにその存在意義があるものとも考えられ、解釈にゆだねることが適当である。(大学教授)

【その他の意見】

- ・ 特に規律を設ける必要はないとの意見があった。(裁判所)

第7 適用除外

第1, 第2(5①及び8を除く。), 第3, 第4(2を除く。)及び第6の規律は、日本の法令に日本の裁判所のみが管轄権を行使する旨の定めがある訴えについては、適用しないものとする。

【賛成】日弁連, 横浜弁, 透明化（国際民訴）

- ・ 公益的な観点から規定されている専属管轄が尊重されるべきである。(横浜弁)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 日本の裁判所にのみ訴えを提起すべき場合には、他の管轄原因に基づく管轄権は問題とならず、また、そのような訴えについての外国判決は法第118条第1項の「裁判権」(間接管轄)を欠くことになるのは明らかであるから、このような規律をあえて置く必要はない。(大学教授)

第8 国際訴訟競合に関する規律

【甲案】

【A案】

- ① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。
- ② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができるものとする。

【B案】

- ① 外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、訴えの提起があった場合において、外国裁判所に係属する事件が判決によって完結し、その判決が確定して民事訴訟法第118条の規定により効力を有することとなると見込まれるときは、裁判所は、その事件の判決が確定するまで訴訟手続を中止することができるものとする。
- ② 上記①の規律による決定に対しては、不服申立てをすることができないものとする。

【乙案】

国際訴訟競合については、特段の規律を置かないものとする。

(注)

上記甲案のA案においては、(i)不服申立てのあり方(中止の申立てを却下した決定に対する不服申立てを認めるかどうか。)、(ii)中止決定の取消しに関する規律の要否(中止決定の取消しについての規律を設けるかどうか、中止決定の取消しについて当事者の申立権を認めるかどうか。)、(iii)中止決定の取消しに関する不服申立てのあり方(中止取消決定に対する不服申立てを認めるかどうか、中止決定の取消しの申立てを却下した決定に対する不服申立てを認めるかどうか。)等について、なお検討を要する。

【甲A案に賛成】横浜弁，貿易会，大学教授

- ・ 外国の判決と日本の判決との抵触をできる限り防ぐ必要があるので，規律を設けること自体は相当である。当事者は大きな利害関係を有しているから，当事者に中止申立権，中止決定に対する不服申立権を付与するのも相当である。ただ，甲A案の要件は極めて不明確で，適用の仕方が極めて難しいと思われ，適切ではない。また，諸事情を考慮すれば，日本で審理すべきと判断される場合もある。以上から，中止の要件としては，「事案における具体的な事情を総合的に比較考量し，日本よりも外国の方が法廷地として適切であると認められるとき」に中止できるという制度にするべきである。また，解除の申立権，解除決定に対する不服申立権を規定するべきである。（横浜弁）
- ・ 当事者の手続保障の観点から，中止決定に対する不服申立てを認める方がよい。（貿易会）

【甲B案に賛成】裁判所（乙案をとらない場合），大学教授

- ・ 仮に甲案をとる場合にはB案が相当であるとの意見があった。当事者に中止申立権，中止決定及び中止取消決定に対する不服申立権を認めるA案では，当事者から申立てがされれば，法第118条の要件の存否を先取りして審理判断することになるが，中止の可否の判断のみのためにそのような審理をする実益に乏しい。（裁判所）
- ・ 中止の要件には，合理的な時間内に外国判決が行われる見込みがあること，及び裁判手続としての妥当性も加えるべきである。（大学教授）

【乙案に賛成】裁判所，日弁連，大阪弁，一弁，弁理士会，阪大研究会，透明化（国際民訴），大学教授（3名）

- ・ 乙案に賛成する意見が多数であった。甲案は，その要件が不確実であり，かえって審理の長期化を招くおそれがある上，不確実な要件に基づいて広く中止されるとすれば，日本での審理を引き延ばすという訴訟戦術に使われるおそれもないとはいえず，相当でない。外国裁判所の審理状況を見守るのが適切な場合には，訴訟期日の間隔を調整するなどして対応すれば足りる。甲案は，承認予測説に立つものと考えられるが，我が国の裁判実務が承認予測説を採用していない。

乙案に対しては，法制審議会の審議において，中止決定に対する不服申立てを認めなければ，期日の「追って指定」という事実上の措置で審理が止まってしまうことになるという懸念が表明されているが，現在の裁判所の訴訟運営の実情にかんがみると，そのような懸念は当たっているとはいえないし，仮にそのような懸念を前提にして，中止決定に対する不服申立てを認めて中止決定を取り消したところで，その後の日本の裁判所での審理の迅速な進行が制度的に担保されることにはならず，上記のような懸念が払拭されることにはならない。（裁判所）

- 甲案は、中止要件が十分厳格でないため、容易に要件が充足されたと判断されて、多くの場合に事実上自動的に中止されてしまうことが懸念される。単に先行する訴訟を優先するのではなく、日本と外国のどちらが法廷地として適切と認められるか柔軟に判断すべきである。そのために、外国訴訟の審理状況等を特別の事情の一要素として考慮して訴え却下することもあり得るが、国際訴訟競合の場合の中止の是非として判断するのは妥当でない。訴訟の期日の間隔を調整するなどして柔軟に対応することも可能であり、あえて国際訴訟競合に対処するための中止の規定を設ける必要性に乏しい。(日弁連)
- 日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる以上、外国裁判所における訴訟については、第6の規律による場合を除き、外国判決の承認の段階まで考慮する必要はなく、一般的に国際訴訟競合が生じる場合については、第6の規律に従って判断されることとすれば足りる。

甲案における中止の要件を判断することは困難である。

同一の事件が先に外国裁判所に係属している場合であっても、日本における訴訟を進めた方がよい場合もあると考えられる。(大阪弁)
- 甲案を採用した場合、外国裁判所に係属する事件と同一の事件について、日本で訴訟を進行することが困難になるのであり、国際訴訟競合を制約するようなルールは規定するべきではない。

外国で日本での甲案に相当する国内法が存在しない場合、日本企業が外国の裁判手続の中止を求めることができず、相互保証の見地から問題がある。

あえて訴訟手続を中止する必要はなく、裁判所において日本での裁判の期日間隔を長めにとるなどの対応が可能である。

ブリュッセル I 規則等には国際訴訟競合の場合に手続を中止する規定があるが、これらの規定は欧州諸国内での訴訟競合に関し、欧州諸国内での相互保証を前提に規定されているものであり、日本においてはそのまま妥当しない。(一弁)
- 知的財産権の侵害訴訟との関係では、これまでの判例により確立された処理で十分に対応できており、将来の外国判決の承認予測という不確実な要素を要件として規律を設けることには賛成し難い。(弁理士会)
- 甲案は、外国判決の日本における承認予測を必要とするが、統一された国際裁判管轄法制がない国家間において、外国判決の承認予測をするのは極めて困難である。甲A案では中止決定に対する不服申立ての濫用により、甲B案では不服申立てをめぐる当事者の対立により、裁判の遅滞の可能性がある。(阪大研究会)
- 甲案のもととなる承認予測説については、(i)外国判決の承認予測は、条約がない状況では難しく、(ii)先行する訴訟係属を常に優遇することは適切ではないことから問題がある。訴訟競合の場合には、訴訟係属の先後だけでなく、手続保障的観

点や実体的権利保障の観点から総合的に判断すべきである。裁判例の多くも特段の事情の判断において外国訴訟係属を考慮していることにかんがみれば、乙案が従来の実務の流れに沿ったものであるといえる。(透明化(国際民訴))

- ・ 訴えの先後にのみ決定的な地位を付与する甲案には全く賛成できない。「見込まれる」程度で内国後訴を規制しようとするのは甚だ疑問である。乙案でも、第6の規律による内国後訴の規制は可能である。甲案の内容のみが条文化されると、我が国の規律について諸外国に誤解を生じさせてしまうのではないか。(大学教授)

【その他の意見】

- ・ 訴え提起の先後よりも訴訟地としての適切性を重視すべきであり、外国裁判所において、同一又は密接に関連する請求に基づく訴訟が係属している場合に、主たる義務履行地又は主たる事実の発生地が当該外国にあるときは、訴えを却下又は中止できるものとするべきである。(透明化(共同))
- ・ 「同一又は関連する訴訟が外国に係属し、裁判所が必要と認めたとき」に中止又は中止の解除をすることができるとする規定を設けるのが適当である。外国訴訟は内国訴訟と質的に同視できないから、裁判所の自由な裁量を認める方が適切な訴訟指揮を導くことができる。(大学教授)
- ・ 国際訴訟競合について規定を設けることには賛成であるが、国際的二重起訴は原則としてこれを禁止すべきではない。とはいえ、国際的二重起訴を全面的に容認するのは、内外判決の牴触の防止、不経済な訴訟の回避、被告の二重の応訴の負担などを考えると、決して望ましいとはいえない。したがって、一定の規制が必要であるが、承認予測のみを考慮することなく、いずれの法廷地が訴訟の審理によってより適切であるかなどの要素を総合的に考慮すべきと考える。(大学教授)
- ・ 外国訴訟の係属・進行状態を顧慮し、訴訟の中止の申立てを許す規定を設けることが望ましい。(大学教授)

第9 保全命令事件に関する規律

保全命令の申立ては、本案の訴えを提起することができる裁判所が日本の裁判所であるとき又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁判所にすることができるものとする。

【賛成】日弁連、大阪弁、横浜弁、RCC、透明化(国際民訴)、大学教授

- ・ 基本的に賛成。ただし、「係争物の所在地」には作為又は不作為を命ずる仮処分に関し、その作為又は不作為がされるべき地が含まれないと解されるので、作為又は

不作為を命じる保全処分については、「作為又は不作為義務の履行地」が日本にある場合も日本の裁判所に保全処分を求めることができるものとすべきである。(日弁連)

- ・ 本案について日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるが、仮に差し押さえるべき物が日本国外にある場合であっても、船舶・飛行機や動産等、将来日本国内に入ってくる可能性があるものについては、日本の裁判所で保全命令を得る意味がある。

外国に所在する不動産など、日本の裁判所による保全命令の執行可能性がほぼない場合も想定されるが、このような場合に保全命令の申立てがなされた場合には、日本の裁判所の国際裁判管轄を認めつつも、保全命令を出す段階で保全の必要性がないとして却下することができる。

本案について日本の裁判所に国際裁判管轄が認められない場合でも、差し押さえるべき物又は係争物が日本国内にある場合（外国裁判所にのみ訴えを提起すべきものとする合意がある場合など）には、将来の勝訴判決に基づく執行に備え、日本の裁判所で保全命令を得る必要がある。

起訴命令（民事保全法第37条）がなされた場合の取扱いについては、外国で本案訴訟を提起した場合や仲裁合意に従って仲裁申立てをした場合も「本案の訴えを提起しているとき」（同条第1項）に当たるとするなど、同条の解釈にゆだねるべきである。(大阪弁)

- ・ 試案に概ね賛成するが、「本案の訴えを提起することができる裁判所」については、「管轄合意及び仲裁合意が存在する場合には、これらの合意がないとした場合に本案の訴えを提起することができる裁判所」である旨を規定すべきである。また、「係争物」概念には解釈上の争いがあるところ、「仮処分において命じられる作為・不作為がなされるべき場所が日本国内にある場合」についても、保全命令事件の管轄を認めるべきである。(横浜弁)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 知的財産紛争については、試案の「係争物の所在地が日本国内にあるとき」は、「申立てが日本の知的財産権に基づくものであるとき」とすべきである。(透明化(共同))
- ・ 仮の地位を定める仮処分は、将来の強制執行を保全するためでなく、債権者に現在生じている著しい損害や急迫の危険を除去するための暫定的手段であるので、係争物に関する仮処分や仮差押えとは管轄に関しても区別するのが適切である。仮処分命令の「有用性」があると客観的に認められる場合に管轄を認めるものとするべきである。(大学教授)

(全体についての後注)

第2の4②, 9②, 第4の3①, 4①等の各規律により日本の裁判所に訴えを

提起できる場合の国内土地管轄の規律については、なお検討する。

【その他の意見】

- 第2の4（事務所又は営業所を有する者等に対する訴え）については、日本国内において事業を継続してする者が日本における代表者を定めている場合には、その代表者の住所地により、日本における代表者を定めていない場合には、原告の普通裁判籍の所在地により、それぞれ国内土地管轄を定めるべきである。

第2の9②（相続に関する訴え）については、第2の9①と整合するように、相続開始時の被相続人の日本国内における住所等により国内土地管轄を定めるべきである。

第4の3①（消費者契約に関する訴え）については、訴えの提起の時又は当該消費者契約の締結の時における消費者の住所により国内土地管轄を定めるべきである。

第4の4①（労働関係に関する訴え）については、訴えの提起の時又は請求権発生時の労務提供地により国内土地管轄を定めるべきである。（大阪弁）

- 例えば、日本の大阪で履行されるべき義務の存在を理由に国際裁判管轄を日本に認めたとしても、国内土地管轄は、被告の営業所所在地である熊本に認めても問題はない。（透明化（国際民訴））

以上